

〒220-0055

神奈川県横浜市西区浜松町2番5号 栄光ビル2階

株式会社栄光破産管財人執務室

破産者 株式会社栄光

破産管財人 弁護士 高木 裕康 宛

破産手続開始通知書及び破産管財人からの連絡 を不要とすることの届出

私は、下記の破産事件について、破産手続開始通知書、配当の見込みが生じた場合の債権届出書の提出に関する連絡や配当に関する連絡、その他一切の破産管財人からの連絡を希望いたしません。

記

東京地方裁判所 平成28年（フ）第5815号

破産者 株式会社栄光

平成 年 月 日

顧客番号

※顧客番号がお分かりであればご記入ください。

住 所

電話番号

氏 名

⑩

※必ず押印をお願いいたします。